

## 持続可能な社会保障制度の確立を求める意見書

地域において、住民が健康で安心な生活を営むためには、必要なときに十分な医療や介護サービスなどを受けることができる社会保障制度の確立が極めて重要であり、そのためには、それらのサービスの提供者である医療機関等の経営基盤の安定が求められる。

我が国の財政状況は、消費税率10%への引上げを平成29年4月に延期し、政府債務残高が1,144兆円（平成26年度末）を超えるなど大変厳しい財政状況にあるため、来年度の政府予算編成に向けては、財務省を中心に、増加する医療費を抑制するための議論が活発に交わされることが想定される。

しかしながら、医療・介護は公共財であり、これらの基盤整備は国民の生命・健康の保持増進に向け、何よりも最優先にされなければならない国家的事業である。

したがって、国民がそれぞれの地域において、必要かつ十分な医療介護サービスを受けることができる環境の構築とともに、医療・介護の担い手である医療機関等の経営を安定させるための適切な財源確保が重要である。

また、患者が負担すべき消費税を医療機関が負担している社会保険診療報酬の消費税問題が、消費税率が引き上げられるごとに深刻さを増しており、この問題が解決されないまま消費税の引上げが行われると、医療機関の経営が更にひっ迫し、地域医療の崩壊が危惧されることから、その解決も早急に必要である。

よって、国においては、持続可能な社会保障制度を確立するため、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 持続可能な社会保障制度の確立に向けて、国民に必要なかつ十分な医療・介護を提供するための適切な財源を確保すること。
- 2 社会保険診療報酬に関する消費税問題の抜本的な解決を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月25日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  あて  
厚生労働大臣  
内閣府特命担当大臣（国家戦略特別区域）

福島県議会議長  杉山純一